

2017年10月6日

長崎県土地収用委員会
会長 梶村 龍太 殿

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会
代表 遠藤保男

石木ダム事業に係る土地収用事件の却下を求める要請書

私たちは、石木ダム事業予定地内の共有地権者です。

私たちの共有地が、収用・明渡裁決申請の対象地として審理対象になっているので、意見を述べるように貴職から通知が来ています。

私たちはこの案件について、以下のように考えており、申請の却下を求めます。

1. 本事案の本質は、財産権の侵害とそれに対する「正当な補償」ではなく、有害無益なダム事業によって、生活の場・地域社会を破壊されるという、人格権侵害である。
2. そうである以上、補償金によって解決できる問題ではない。
3. 土地収用法は、私有財産と公共の福祉の調整を目的とするものであり、収用委員会は、補償額の裁定を通じ、「正当な補償」か否かの審理はできても、人格権侵害を解決することができるものではない。
4. 人格権侵害を解決することができるものではない長崎県収用委員会が、本事案を担当することは、有害無益である。

よって、以下の要請を行います。

記

長崎県収用委員会は、本事案の本質が生活の場・地域社会を破壊する、深刻な人格権侵害であり、土地収用法第1条が定める「公共の利益となる事業」には当たらず、委員会の権限外であるとして、申請を却下するよう、求めます。

当方の連絡先：

「石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会」事務局

〒223-0064 横浜市港北区下田町6-2-28

電話・FAX 045-877-4970